第

4912

뭉

REÂDAS U-ダァスクラブ

1994年1月6日創刊,每日発行

リーダァスクラブFAXニュース

(2014年)平成26年 1月 30日 木曜日

発行所

三輪厚二税理士事務所/顧問料不要の三輪会計事務所 (編集・発行: 税理士 三輪厚二) 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB:  $\underline{\text{http://www.zeirishi-miwa.co.jp}}$ 

## ♀ 平成 26 年税制改正(資産課税関係)

**Q**:平成26年の税制改正で、資産課税に関するものには、どのようなものがありますか?

 $oldsymbol{A}$ :主な改正には、次のようなものがあります。

## 【解説】

平成26年度の税制改正には、次のようなも のが盛り込まれています。

・医業継続に係る納税猶予等の創設 「相続税の納税猶予」

相続人が持分の定めのある医療法人の持分を相続又は遺贈により取得した場合において、その医療法人が相続税の申告期限において認定医療法人であるときは、担保の提供を条件に、その相続人が納付すべき相続税額のうち、その認定医療法人の持分に係る課税価格に対応する相続税額については、移行計画の期間満了までその納税を猶予し、移行期間内にその相続人が持分のすべてを放棄した場合には、猶予税額を免除する。 「贈与税の納税猶予」

持分の定めのある医療法人の出資者が、持分を放棄したことにより他の出資者に贈与税が課される場合において、その医療法人が認定医療法人であるときは、担保の提供を前提に、その他の出資者が納付すべき贈与税額のうち、一定の贈与税額については移行期間の期間満了まで納税猶予し、移行期間内にその他の出資者が持分のすべてを放棄した場合には猶予税額を免除する。







